

支援前の状況

- ・ 上長に就任したばかりで、来年から施行されるパート・有期雇用労働法についてどのように取り組んでいけばいいか、支援をしてほしい。



専門家の助言内容

- ・ 不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル（厚労省）等を活用しながら不合理な待遇差の解消の考え方、待遇差の説明義務とポイント、不合理な待遇の禁止等に関する指針の概要、判例を紹介し助言した。
- ・ 就業規則の変更の手続きについて説明を行い、労使間の話し合いの機会を設けられるよう助言した。
- ・ 労働条件管理の手引き（福岡労働局）のモデル様式を活用しながら書面の交付による明示事項と有期労働契約を更新する場合の基準の書面交付義務の必要性について助言した。
- ・ 年次有給休暇の基準日の統一に対し、事例を紹介しながら注意点を助言した。
- ・ 民法改正により、今年4月から身元保証書に損害賠償額の上限記載の必要性を助言した。



支援後の効果

- ・ 助言内容を踏まえて、不合理な格差の解消のため現行の就業規則を改め、新たに正社員・嘱託職員・パート等に分けて就業規則の作成に着手している。